

より効果的な林野火災の消火に関する検討会 開催要綱

(趣旨)

第1条 令和3年2月の栃木県足利市における大規模な林野火災等、近年、全国的に林野火災が頻発しており、消防活動に多大な負荷が生じているところである。足利市林野火災の地上消火活動及び空中消火活動等を検証し、検証結果を踏まえ、より効果的な林野火災の消火活動のあり方を検討するため、「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討会)

第2条 検討会の構成員は、別添のとおりとする。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が指名した構成員がその職務を代理する。
- 5 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。
- 6 座長は、必要に応じて、学識経験者等をオブザーバーとして検討会に参加させ、意見を求めることができる。
- 7 委員の過半数の出席がなければ、検討会を開くことができない。
- 8 検討会は、対面、リモート及び書面方式またはそれらの複合方式で行うものとする。
- 9 検討会は、原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員会内で協議し、公開・公表方法を決定する。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次の事項について所掌する。

- (1) 足利市林野火災の消火活動等の検証(空中消火活動、地上消火活動、空中消火活動と地上消火活動の連携等)
- (2) より効果的な林野火災の消火活動の検討

(任期)

第4条 構成員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、消防庁「より効果的な林野火災の消火に関するプロジェクトチーム」(防災課、広域応援室、特殊災害室、消防・救急課、総務課及び消防研究センター)に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。